

個別報道資料作成項目

【子育てのまち堺・命のつながりへの挑戦】

頁

☆子育て支援の充実・強化

多子世帯における利用者負担の軽減	子育て支援部	1
民間認定こども園などと連携した待機児童の解消	子育て支援部、学校管理部	3
幼児期の教育・保育の質の向上と保育士確保対策 ～保育士の皆さんを応援します～	子育て支援部	7
病児保育事業 ～利用定員を拡充します～	子ども青少年育成部	15
障害児通所支援事業者育成事業 ～障害のある子どもたちに質の高い療育・訓練の提供を～	子ども青少年育成部	16
社会的養護体制整備事業 ～保護者と一緒に暮らすことができない子どもへの支援を充実～	子ども青少年育成部	18
青少年センター・青少年の家管理運営事業 ～若者支援推進事業を拡充します～	子ども青少年育成部	20
DV避難児童心理ケア事業 ～DV被害者の子どもに安心・安定した生活を～	子ども青少年育成部	22
市立児童発達支援センター整備事業 ～子どもたちの安全・安心な療育のために～	児童自立支援施設整備室	24

☆未来を拓く人材をはぐくむ教育環境の充実

学校教育ICT化推進事業 ～ICTを活用した『わかる』授業の実現！～	学校教育部	26
英語教育推進事業 ～小学校外国語教育を推進します～	学校教育部	28
堺マイスタディ事業 ～放課後、夏季休業、土曜日などを活用して、きめ細かな学習指導を行います～	学校教育部	30
学校図書館教育推進事業 ～「開いている・使える・人がいる」学校図書館～	学校教育部	34
スクールカウンセラー配置事業 ～スクールカウンセラーの配置校を拡充します～	学校教育部	37
部活動推進事業	学校教育部	39
放課後児童対策事業 ～児童の安全・安心な居場所の確保について充実を図ります～	地域教育支援部	41
小中学校トイレの環境改善事業	学校管理部	42
児童自立支援施設整備事業	児童自立支援施設整備室	44

☆地域福祉の推進と、高齢者・障害者への支援体制の強化

堺市重度障害者対応型共同生活援助事業運営補助 ～重度障害者の暮らしをサポート～	障害福祉部	45
高齢者の自立支援の推進 ～地域みんなでつくる介護予防の場～	長寿社会部	47
成年後見制度の利用促進 ～自分らしい暮らしを続けるために～	長寿社会部、障害福祉部	49

☆市民の命を守る健康・医療体制の強化

各種がん検診 ～受けよう 無償のがん検診、さかいとあなたの健康チャレンジ！！～	健康部	51
健康意識向上推進事業 ～めざします、健康寿命日本一！！意識を変えて、みんなでイキイキ！！～	健康部	53

解 禁	
テレビ・ラジオ・WEB	平成30年2月13日（火）午後2時
新 聞	平成30年2月14日（水）朝 刊

堺市報道提供資料

平成30年2月13日提供

問い合わせ先	
担当課	子ども青少年局子育て支援部 幼保推進課
担当者	近藤、六車
直 通	072-228-7173
内 線	3360
FAX	072-222-6997

「多子世帯における利用者負担の軽減」について

堺市では、「子どもを生ま育てやすい環境づくり」をより一層推進するため、第3子以降を対象に実施している、認定こども園や保育所、幼稚園、地域型保育事業施設の保育料無償化について、その対象を第2子に拡充のうえ段階的に実施します。

記

1 事業名

多子世帯利用者負担軽減事業

2 事業概要

上のきょうだいの年齢や世帯の所得に制限を設けず、第2子の保育料を段階的に無償にします。（私学助成幼稚園を利用した場合は、年額308,000円を上限に支給。）平成30年度は5歳児を対象に実施します。

なお、実施については、国の幼児教育・保育の無償化の推進を前提とし、その他の状況を踏まえつつ、以下のとおり拡充する予定です。

【平成31年度以降の予定】

平成31年度：4・5歳児（4歳児に拡充）

平成32年度：3～5歳児（3歳児に拡充）

平成33年度：0～5歳児（0～2歳児に拡充）

3 平成30年度当初予算額

949,065千円

拡充

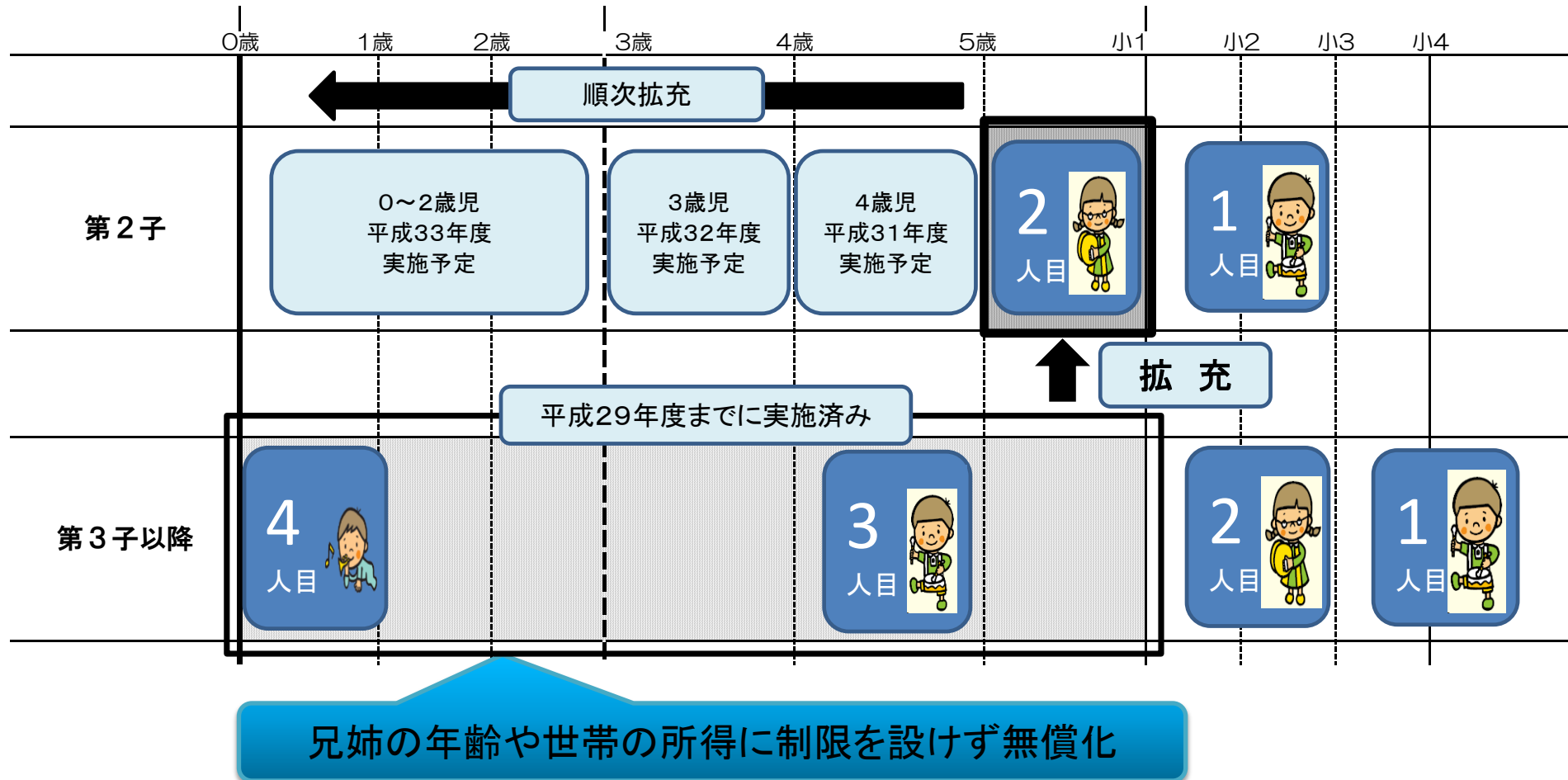
(549,703千円)

多子世帯における利用者負担の軽減について

【事業内容】

「子どもを生み育てやすい環境づくり」をより一層推進するため、第3子以降を対象に実施している、認定こども園や保育所、幼稚園、地域型保育事業施設の保育料無償化について、その対象を第2子に拡充のうえ段階的に実施します。

なお、実施については、国の幼児教育・保育の無償化の推進を前提とし、その他の状況を踏まえつつ、以下のとおり拡充する予定です。



※私学助成幼稚園に通った場合の就園奨励費補助金については、年額308,000円を支給します。
ただし、実際に幼稚園に支払った入園料及び保育料を上限とします。

解 禁	
テレビ・ラジオ・WEB	平成30年2月13日（火）午後2時
新 聞	平成30年2月14日（水）朝 刊

堺市報道提供資料

平成30年2月13日提供

待機児童解消施策(③⑥を除く)	③認証保育所運営事業
問い合わせ先 担当課 子ども青少年局子育て支援部 幼保推進課 担当者 近藤、六車 直 通 072-228-7173 内 線 3360 FAX 072-222-6997	問い合わせ先 担当課 子ども青少年局 子育て支援部 幼保運営課 担当者 花田、原田 直 通 072-228-7231 内 線 3380 FAX 072-222-6997
	⑥市立幼稚園預かり保育事業
	問い合わせ先 担当課 教育委員会事務局学校管理部 教育環境整備推進室 担当者 井村 直 通 072-228-9255 内 線 7630 FAX 072-228-7487

「民間認定こども園などと連携した待機児童の解消」について

堺市では、待機児童の解消に向け、認定こども園・小規模保育事業所の整備や既存施設の増改築などによる受入れ枠の拡大を図るほか、認証保育所、私立幼稚園預かり保育など、多様な保育ニーズへの対応を図ります。

また、待機児童解消に加え、安心して仕事を続けられる職場環境づくりに寄与することを目的として、産業振興局とも連携し、企業主導型保育事業の普及促進を図ります。

記

1. 施策名

民間認定こども園などと連携した待機児童の解消

2. 事業概要

①認定こども園等整備事業（拡充）

幼保連携型認定こども園などの施設整備に要する経費を補助

(平成 28～30 年度事業) 増改築 1 か所
 (平成 29～30 年度事業) 創設 5 か所
 (平成 30 年度事業) 分園 1 か所、増改築 1 か所
 (平成 30～31 年度事業) 増改築 1 か所

②小規模保育整備事業（拡充）

小規模保育事業を新たに実施するための施設の建設及び改修に要する経費を補助
 （平成 30 年度からは、一部区域において施設の建設への補助を実施）
 11 か所

③認証保育所運営事業

市独自の基準を満たした認証保育所の運営に必要な経費を助成
 一定の所得以下の世帯を対象に利用者負担を軽減する施設に対しその経費を助成
 2 か所

⑤私立幼稚園預かり保育推進事業

長期休業期間を含め 1 日 11 時間の保育に要する経費を助成
 7 か所

⑥市立幼稚園預かり保育事業

市立幼稚園において預かり保育をモデル実施
 3 か所

⑦企業主導型保育事業開設経費補助事業（新規）

企業主導型保育事業所を開設する際、地域の子どもの受け入れ枠を設ける場合、
 また、これにあわせ、保育士や中小企業の利用枠を設ける場合、開設経費の一部（備
 品類）をそれぞれ補助
 10 か所
 （産業振興局においても、市内中小企業の人材確保の支援として、制度周知につい
 てのセミナーを実施）

3. 平成 30 年度当初予算額	2, 1 0 3, 6 4 6 千円
新規	(7, 6 0 0 千円)
拡充	(1, 9 0 8, 2 3 7 千円)
債務負担行為	(1, 2 2 5, 0 0 0 千円)

小規模保育事業に係る建設補助の活用

- 待機児童解消に向け、既存施設の増築や増改築をはじめ、私立幼稚園の認定こども園への移行、幼保連携型認定こども園の新設により、受け入れ枠の拡大を推進
- あわせて、状況に応じ小規模保育事業も効果的に取り入れながら、施策を推進（空きテナントを活用するなど、機動的な整備が可能）
- しかしながら、小規模保育事業についても、年々事業に適した物件を確保することが困難な状況

内容

小規模保育事業施設の開設における補助について、従来の改修費補助に施設建設費補助メニューを新たに加え、より確実な施設整備を図る（事業者にとっては、選択肢を広げることにつながる。）。

※補助額及び負担割合（1件あたり）

- ・総補助額 97,320千円
- ・負担割合 国2/3（86,506千円）
市1/12（10,814千円）
運営法人1/4（32,440千円）

市負担額合計 43,256千円
（10,814千円×4件）

企業主導型保育事業開設経費補助事業について

(1) 事業の目的

企業主導型保育事業のポイント

- ・多様な就労形態に対応した保育サービスの提供が可能
- ・地域の子どもの受け入れ枠（以下、地域枠という。）の設定が自由（利用定員の50%以内）
- ・運営費、施設整備費について認可保育所並みの助成が受けられるため、保育料を認可保育所並みに設定することが可能
- ・職員配置や保育室等の面積については、認可施設と同水準の基準を満たすことが求められるため、保育の質は一定確保
- ・複数の事業者で共同で設置すること（共同設置型）や、設置者が他の企業等と利用契約を結び、複数企業の従業員枠を設定すること（共同利用型）などが可能

目的

<保育の受け皿の確保>

- ・保育の質が一定確保された事業所を、認可保育所並みの保育料で、地域の子どもが利用することができることから、保育の受け皿の確保に寄与

<保育士確保>

- ・堺市内の特定教育・保育施設や特定地域型保育事業で働く保育士向けの利用枠を設定することにより、保育士の新規確保や就業継続の促進に寄与

<企業支援>

- ・特に、単独で企業内に保育施設を設置することが難しい場合も、共同設置型や共同利用型などを活用し、利用枠が設定できることにより、安心して仕事を続けられる職場環境づくりに寄与

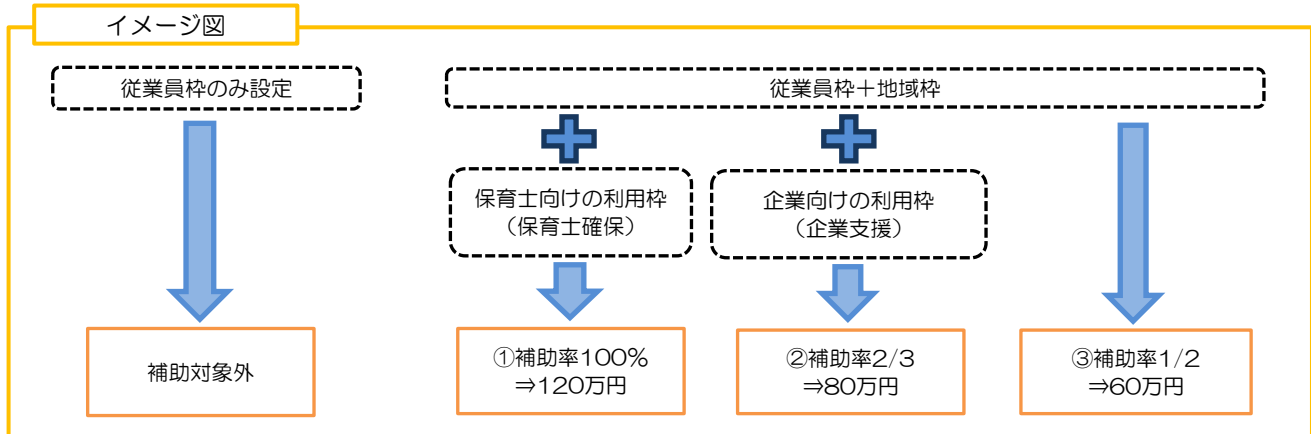
(2) 事業の概要

○本市で企業主導型保育事業を開設する事業者には、最大で120万円を独自に助成

○中小企業向けのセミナー等を実施し、当該事業の周知を図る

対象者 : 地域枠を設定する企業主導型保育事業を設置する事業者
助成率 : ① 地域枠を設定し、かつ堺市で保育士として従事する職員向けの利用枠を設定するもの 100%
② 地域枠を設定し、かつ堺市の企業に従事する社員の向けの利用枠を設定するもの 2/3
③ 地域枠のみ設定するもの 1/2
対象経費 : 開設にあたり、国の助成の対象とならない備品等の購入費

イメージ図



解 禁	
テレビ・ラジオ・WEB	平成30年2月13日（火）午後2時
新 聞	平成30年2月14日（水）朝 刊

堺市報道提供資料

平成30年2月13日提供

問い合わせ先	
保育士確保対策のうち、⑥について	保育士確保対策（⑥を除く）について
担当課 子ども青少年局 子育て支援部 幼保推進課 担当者 濱田・大谷 直 通 072-228-7173 内 線 3304・3370 F A X 072-222-6997	担当課 子ども青少年局 子育て支援部 幼保運営課 担当者 花田・原田 直 通 072-228-7231 内 線 3380 F A X 072-222-6997

「幼児期の教育・保育の質の向上と保育士確保対策」について ～保育士の皆さんを応援します～

堺市では、待機児童の解消に向けた保育施設の整備などによる受け入れ枠の拡充にあわせ、安全・安心な教育・保育の提供を行うとともに保育士等の質の向上を図るため、さらなる保育人材の確保が急務となっています。

保育施設等で保育士として働きたい方や潜在保育士（保育士資格を有しているが、保育士として就労していない方）などへの就職支援、保育士等として長く働き続けられる職場環境改善への支援など、市内における保育人材の確保及び離職防止を図るため、下記の事業を実施します。

記

1 施策名

幼児期の教育・保育の質の向上と保育士確保対策

2 事業概要

① 休暇取得等促進支援事業（新規）

認定こども園・保育所の事業者が自発的に実施する様々な職場環境改善の取組に要する経費を補助

② 民間認定こども園・保育所運営補助事業（拡充）

従来の補助項目に加えて、保育士等の業務負担の軽減に向けた保育補助者の雇上げに要する経費を新たに補助

③ 保育士宿舍借り上げ支援事業（拡充）

対象となる保育士等の市外在住要件を撤廃

④ 保育士等就職支援コーディネート事業（拡充）

潜在保育士等への就職あっせん、求人情報の提供に加え、認定こども園等が参画する就職フェアや就職セミナーを開催

⑤ 保育教諭等人材確保事業（拡充）

認定こども園等が、保育教諭等の人材を確保するための職員への免許・資格取得支援に加え、新たに免許更新に要する経費を補助

⑥ 保育教諭等研修企画・運営事業（拡充）

保育士等の専門的知識及び技術の向上を目標に初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修を厚生労働省が定める「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」に基づき実施

3 平成30年度当初予算額	2, 293, 566千円
新規	(10, 500千円)
拡充	(179, 383千円)

休暇取得等促進支援事業

1. 目的

市内の民間認定こども園等で勤務する保育士・保育教諭の「働き方改革」を進め、働きやすい職場環境への改善を図ることにより、保育士等の就職促進及び離職防止を図り、教育・保育の質の向上につなげる。

2. 事業効果

国の調査では、保育士としての就業を希望しない理由として「休暇が少ない、休暇が取りにくい」ことなどが上位にあげられていることを踏まえ、本事業の実施によって、処遇の向上を図り、保育施設等が働きやすい職場であることをPRするとともに、堺市内の民間保育施設等での就職促進及び離職防止を図る。

3. 対象民間保育施設等

市内の認定こども園、認可保育所

4. 事業内容

保育士・保育教諭のリフレッシュ休暇制度の創設や休暇取得率向上、園内表彰制度など、処遇改善に向け、本市の掲げる目標を達成するための独自の取組を行い、保育士等の負担軽減やモチベーションの向上を図ることによって職場環境の改善に努めた事業者に対して、必要経費の一部を補助する。

- ・補助基本額　：400,000 円（補助基本額の負担率：市 3/4　施設 1/4）

民間認定こども園・保育所運営補助事業

事業の目的

認定こども園や保育所等に対し補助を行うことにより、利用子どもに対しての教育・保育の充実及び要配慮児童への対応並びに地域の子育て家庭への支援を実施し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進する。

補助項目

- (1) 保育教諭等配置改善費
- (2) 職員等充実補助費
 - ① 保育教諭等充実補助費
 - ② 調理員充実補助費
 - ③ 要配慮児対応補助費
 - ④ 保育支援者補助費
 - ⑤ **保育補助者雇上強化費（拡充）**
 - ⑥ 研修代替職員費
 - ⑦ 朝夕担当保育教諭等補助費
- (3) 看護師等雇用費
- (4) 嘱託医手当加算費
- (5) 障害児保育対策費
- (6) 地域活動・子育て支援事業費
- (7) 認定こども園人的加算補助費

○保育補助者雇上強化費

内 容

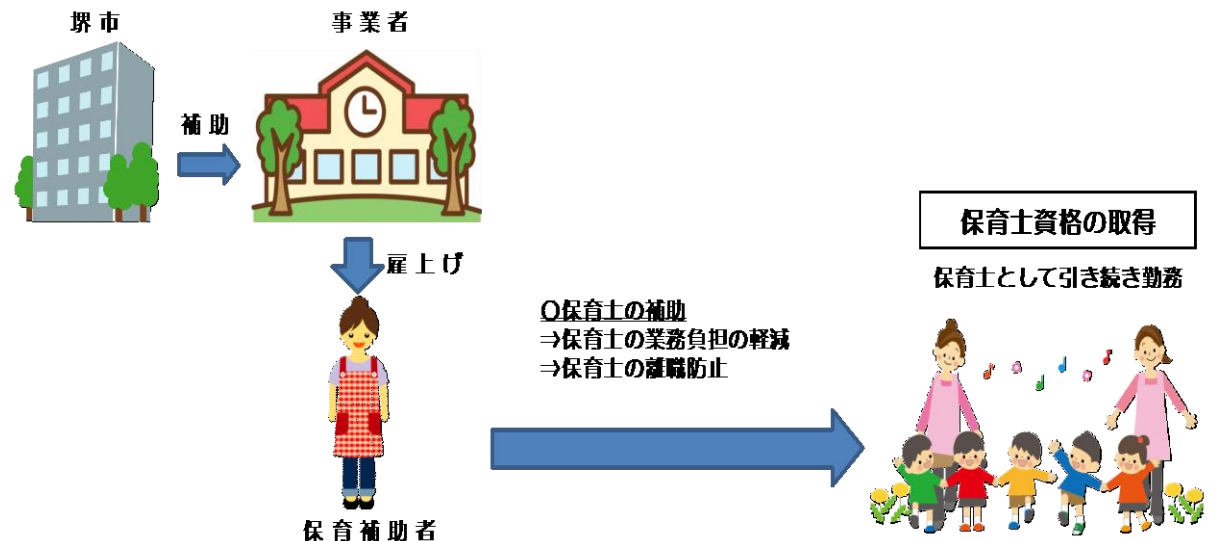
保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。保育補助者へは、保育士資格取得を促すことが求められている。

補 助 金 額

定員120人以下 : 221.5万円（短時間勤務1人分）

定員121人以上 : 443万円（短時間勤務2人分）

イ メ ー ジ 図



保育士宿舎借り上げ支援事業

現状：待機児童解消や、子どもを安心して育てることができる環境整備のため、保育を支える保育士の確保は喫緊の課題である。

事業の目的

事業者が常勤保育士・常勤保育教諭の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援することによって、保育人材の確保、保育士・保育教諭の就職継続及び離職防止を図り、保育士・保育教諭が働きやすい環境を整備することを目的とする。

対象施設（公立を除く）

- ・ 保育所
- ・ 認定こども園
（幼保連携型・幼稚園型・保育所型）
- ・ 小規模保育事業
- ・ 事業所内保育事業
- ・ 認証保育所（さかい保育室）

対象者

- ①平成27年度以降に常勤の保育士・保育教諭として採用され、かつ採用後5年以内の者。
- ②本来居住地（実家等）が堺市外である者。
⇒**拡充**
要件を撤廃し堺市内に居住する保育士・保育教諭も対象とする。

事業内容

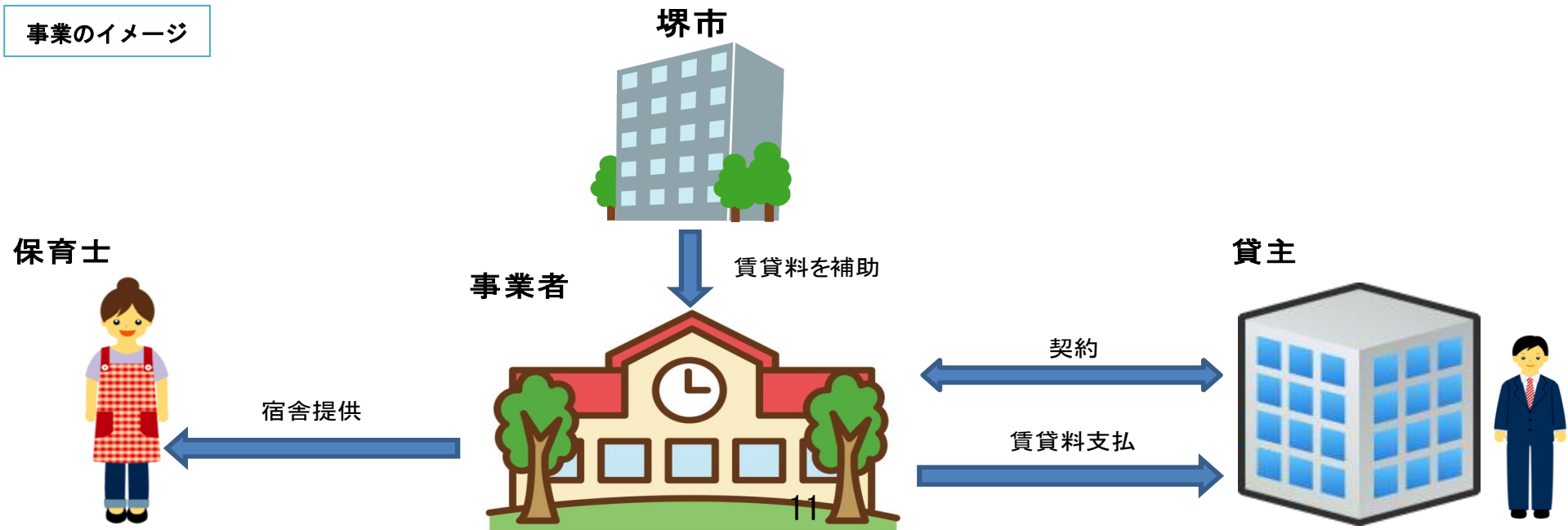
1人当たり 月額上限61,500円

（補助基本額82,000円の3/4）

※ 事業者が借り上げている宿舎に対象者が入居した時点から対象となる。

※ 対象者が家賃の一部を負担する場合は、当該金額を差し引いた額を補助する。

事業のイメージ



保育士等就職支援コーディネート事業

【目的】

潜在保育士（保育士資格を有しているが、現在保育士として就労していない者）の再就職に関する相談や就職あっせん、求人情報の提供を行うことにより、本市内への保育士確保の促進を図る。

■現状・課題

- 全国的な保育士不足の状況下で、保育士の有効求人倍率は全国的に高い水準で推移している。
- 安全・安心な教育・保育環境の提供を行うには、「受け入れ枠の整備」とあわせて「質の向上」が不可欠であり、さらなる**保育人材の確保**が課題となっている。

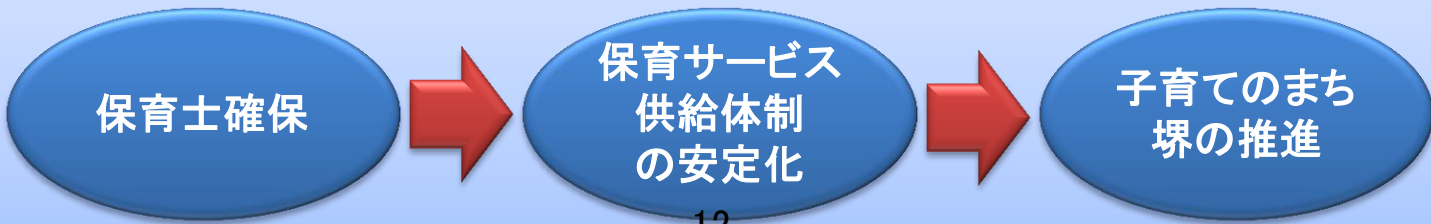
■事業内容

従来から行っている就職あっせん、就職相談会への参画等に加え、本事業との十分な連携のもと、新たに次の業務を民間事業者へ委託することにより、機能強化を図る。

- ・さかい保育士就職フェア（就職相談会）の開催
- ・潜在保育士向けの就職セミナーの開催
- ・各保育士確保施策の周知及び充実に向けた提案業務 等

■効果

委託事業者の人材確保や紹介に関するノウハウ、情報ネットワーク等を活用した保育士確保策を実施することにより、更なる潜在保育士の掘りおこしにつながる。



保育教諭人材確保事業 (「幼稚園教諭免許状更新経費補助分」の拡充)

1. 目的

子ども・子育て支援新制度における新たな幼保連携型認定こども園の保育教諭は幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を有する者とされており、平成27年度から、免許・資格の取得経費を施設へ補助する事業を実施している。

今回、新たに幼稚園教諭免許状の更新経費についても支援の対象とすることで、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

2. 拡充内容

幼保連携型認定こども園等において保育教諭等として勤務する者が、幼稚園教諭免許状を更新するために要した講習の受講料の一部につき補助を行う。

3. 拡充による効果

幼保連携型認定こども園においては、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を保有した保育教諭の配置が必要となる。平成31年度末までの経過措置期間中に、幼稚園教諭免許状の更新を必要とする者を対象に、経費の支援を行うことで、平成32年度以降の幼保連携型認定こども園における円滑な運営に資することができる。

【事業の流れ】

① 幼保連携型認定こども園等に勤務する保育教諭等が、補助対象年度に幼稚園教諭免許状の更新を行う。



② 勤務する施設（法人）から市に対して、当該更新に要した受講料の補助申請を行う。



③ 市で審査の上、補助要件に合致すれば、施設（法人）に対し、本事業の対象となる者1人につき、受講料の1/2（上限10万円）の補助を行う。

《保育教諭等研修企画・運営事業》

【事業の目的】

- 保育現場においては、園長、主任保育士のもとで、初任後から中堅までの職員が、多様な課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的な役割を与えられた職務にあたり、こうした職務内容に応じた専門性の向上を図るため、研修の機会を充実させる。
- 保育現場におけるリーダー的職員の育成する研修を実施し、教育・保育の質の向上をめざす。

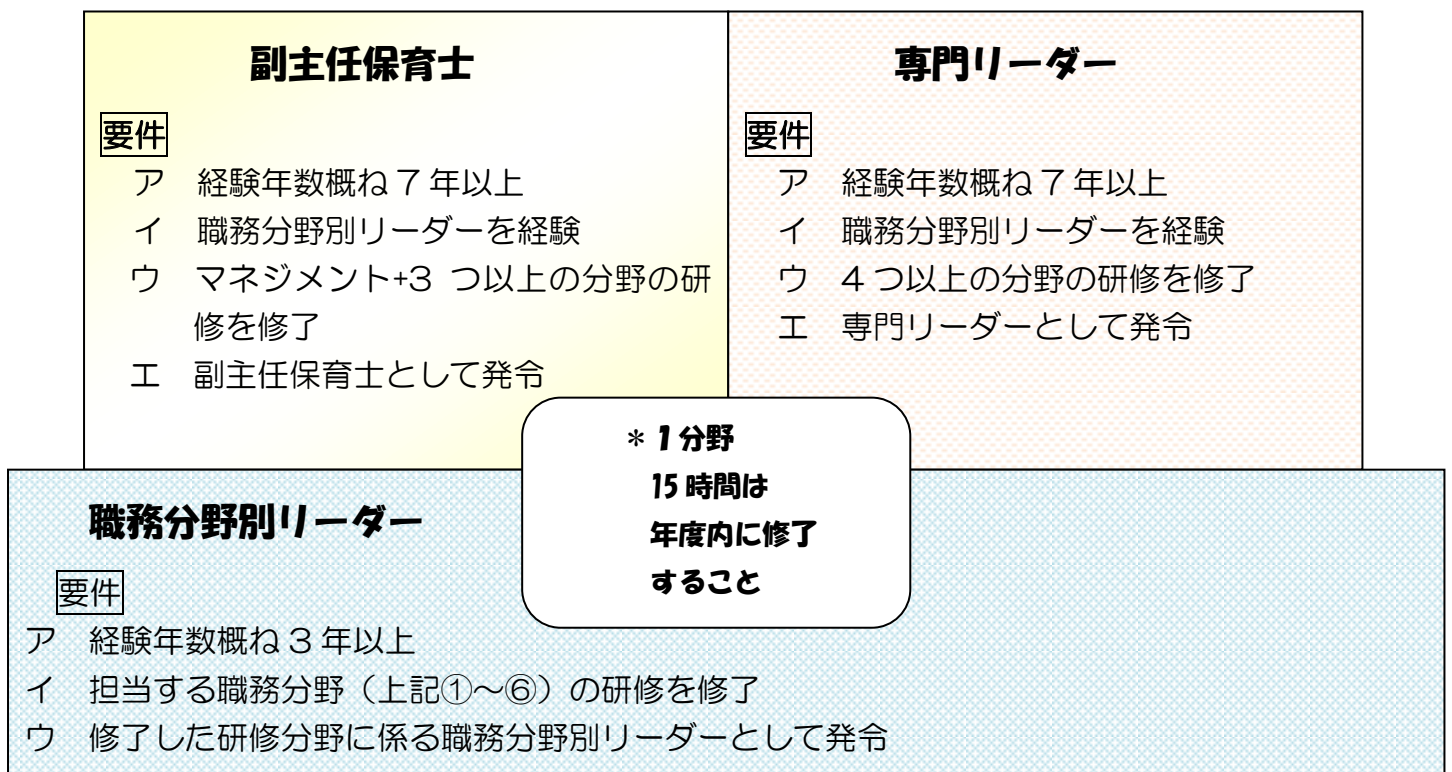
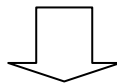
【事業の内容】

- 保育士・保育教諭等の専門的知識及び技術の向上を目標に初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修を厚生労働省が定める「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成 29 年 4 月 1 日付雇児保発 0401 第 1 号）に基づき実施する。
- ※研修の修了に伴い、キャリアパスの仕組みを構築し、保育・保育教諭等の処遇改善につなげる。

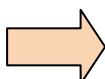
研修体系のイメージ

研修分野・・・8 分野（1 分野 15 時間以上）

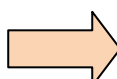
- ①乳児保育 ②幼児教育 ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策 ⑥保護者支援・子育て支援
- ⑦保育実践 ⑧マネジメント



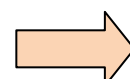
受講申込



研修受講



修了証発行



処遇改善

解 禁	
テレビ・ラジオ・WEB	平成30年2月13日（火）午後2時
新 聞	平成30年2月14日（水）朝 刊

堺市報道提供資料

平成30年2月13日提供

問い合わせ先	
担当課	子ども青少年局 子ども青少年育成部子ども育成課
担当者	せきどう 赤銅・山本
直 通	072-228-7612
内 線	3320
FAX	072-228-8341

「病児保育事業」について ～利用定員を拡充します～

堺市では、働きながら子育てしやすい環境を実現し、更なる「子育てと仕事の両立支援」を図るため、病児保育施設の利用定員を拡充します。

記

1. 事業名 病児保育事業
2. 事業目的 保護者の子育てと仕事の両立を支援するとともに、乳幼児等の健全な育成に寄与する。
3. 事業概要 生後6か月から小学校6年生までの児童が、病気の症状安定期や回復期にあり集団保育等が困難で、かつ保護者が就労等により児童を家庭で養育することができない期間に、専用の保育施設で一時的に保育・看護を行う。
4. 拡充内容 利用ニーズの高い北区にある病児保育施設について、利用定員を6名から12名に増員
5. 平成30年度当初予算額 74,338千円
拡充 (10,761千円)

解 禁	
テレビ・ラジオ・WEB	平成30年2月13日（火）午後2時
新 聞	平成30年2月14日（水）朝 刊

堺市報道提供資料

平成30年2月13日提供

問い合わせ先	
担当課	子ども青少年局 子ども青少年育成部子ども家庭課
担当者	石戸・中原
直 通	072-228-7331
内 線	3330
FAX	072-228-8341

「障害児通所支援事業者育成事業」について ～障害のある子どもたちに質の高い療育・訓練の提供を～

堺市では、指定障害児通所支援事業所の支援技術の向上を図るため、障害児の発達支援・訓練等に関する助言、指導及び研修等を新たに実施します。

記

1. 事業名

障害児通所支援事業者育成事業

2. 事業目的

児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所を対象として、障害児支援に関する助言、指導及び研修等を実施することにより、事業所職員の支援技術の向上を図るとともに、指定基準並びに各ガイドラインに基づいた障害児通所支援の推進を図る。

3. 事業概要

委託法人による市内の指定事業所への巡回訪問及び委託法人での見学・実習等により、障害児への支援技術及び通所支援計画に基づいた支援について助言・指導を行う。また、事業所職員等を対象として、障害児支援に関する研修を行う。

4. 平成30年度当初予算額

18,592千円

新規

(18,592千円)

障害児通所支援事業者育成事業

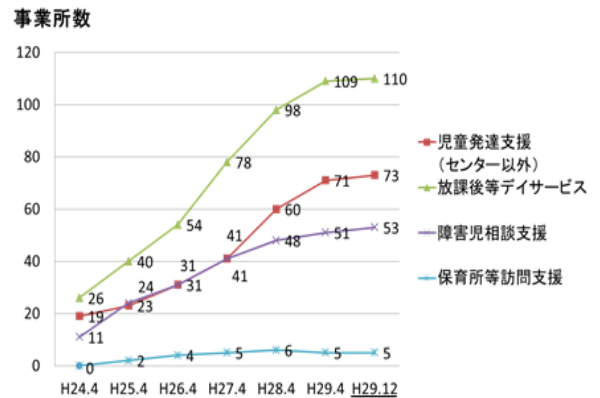
現状と課題

○平成24年4月の児童福祉法の改正により新設された放課後等デイサービスなどの障害児通所支援は、社会福祉法人やNPO法人だけでなく営利企業も参加できるようになったことと、高い報酬額と人員・設備基準が比較的緩いことから、全国的に指定事業所数、利用者数、給付費が急激に増加し、現在もなお増加し続けている。本市においても同様の状況である。

○利潤を追求し、支援の質が低い事業所や適切ではない支援を行う事業所が増えているとの指摘があり、支援内容の適正化と質の向上が求められる中、国においても基準改正等を行っている。

- H27.4 『放課後等デイサービスガイドライン』の策定
- H29.4 指定基準等の見直し
- H29.7 『児童発達支援ガイドライン』の策定

指定障害児支援事業所数推移(堺市)



13

質の向上に向けた本市の取組

- H24～ 事業者研修を実施(年2回)
- H27.4 「あい・さかい・サポーター養成研修」開始
- H29.5 『放課後等デイサービスガイドライン』自己評価シートを堺市独自に作成
- H29.7 全事業所のシートを市HPで公表

さらに

「障害児通所支援事業者育成事業」の実施

○事業目的

・児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所に対し、障害児の発達支援・訓練等に関する助言、指導及び研修等を実施することにより、事業所職員の支援技術の向上を図るとともに、指定基準並びに各ガイドラインに基づいた障害児通所支援の推進を図る。

○事業内容

・機関支援(1事業所年3回)

委託法人が市内指定事業所へ巡回訪問したり、委託法人が市内指定事業所を受入れ、見学・実習等を実施することにより、障害児への支援技術及び通所支援計画に基づいた支援について助言・指導を行う。

・研修

事業所職員のほか、事業所が連携すべき他の福祉、保育、教育、医療、保健等、施設・事業者の従業者を対象として、障害児支援に関する研修を実施する。

社会的養護体制整備事業

■ 現状と課題 ■

- 本市域内に、乳児院がないため、乳幼児の一時保護や入所措置に際して、府内の乳児院を中心に措置をしているが、受け入れ先が不足している。
- 平成28年の児童福祉法の改正において、家庭養護（里親・ファミリーホーム（里親型のグループホーム））の原則が明確化。
- 本市においては、里親及びファミリーホームをはじめとする家庭養護のより一層の推進が喫緊の課題である。

■ 取組方針 ■

- 乳幼児の入所、一時保護、ショートステイの受け入れ先として、既存の市内の児童養護施設に乳児ホームもしくは乳児棟を設置する。
- 里親委託を推進するため、
 - ・ 里親の登録推進及びファミリーホームの設置を推進する。
 - ・ 子ども相談所において里親委託の原則を徹底する。
 - ・ 児童養護施設等から里親への措置変更を促進する。

■ 平成30年度実施事業（新規・拡充分） ■

児童養護施設への乳児棟設置にかかる支援

- 事業概要
既存の児童養護施設の1施設において、乳児棟設置に要する経費を補助
- 乳児棟の概要
 - ・ 定員：18名（0歳児（ただし生後6ヶ月以降）：3～6名、1歳児：6～9名、2歳～3歳児：6名）
 - ・ 付加する機能：小規模グループケア、ショートステイ（2室）、親子訓練室（家庭再統合支援・里親支援）
 - ・ 整備期間：平成30～31年度

ファミリーホーム開設支援

- 事業概要
ファミリーホームを設置する際に、必要な改修、設備整備及び備品購入にかかる経費を補助
- 平成30年度のファミリーホームの設置予定数
1～2施設

解 禁	
テレビ・ラジオ・WEB	平成30年2月13日（火）午後2時
新 聞	平成30年2月14日（水）朝 刊

堺市報道提供資料

平成30年2月13日提供

問い合わせ先	
担当課	子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども育成課
担当者	^{せきどう} 赤銅・山本
直 通	072-228-7457
内 線	3320
FAX	072-228-8341

「青少年センター・青少年の家管理運営事業」について ～若者支援推進事業を拡充します～

堺市では、若者の社会からの疎外が社会問題になっているなか、「若者と社会がつながる仕組みの構築」をめざし、市内2箇所の青少年施設（青少年センター・青少年の家）を拠点に公民協働で実施している若者支援推進事業について、事業内容を拡充します。

記

1. 事業名

青少年センター・青少年の家管理運営事業

2. 事業概要（若者支援推進事業）

（1）学びの基礎力養成プログラム（民間事業者主導プログラム）

・各種事情で学習環境が整えにくい子ども・若者向けの支援講座等を実施

（2）地場産業と連携した就労体験プログラム

・市内事業者と連携し、若者の就労意欲を育むための就労体験プログラムを実施

（3）若者の「交流の場」創出プログラム

・若者自身が企画し、若者が集う「交流の場」のモデル事業を実施

（4）コミュニケーション能力育成プログラム

・ソーシャル・スキル・トレーニング（SST）手法を用いたプログラムを実施

3. 平成30年度当初予算額

125,616千円

うち若者支援推進事業分（拡充）

（5,600千円）

若者支援推進事業の拡充について

平成30年度当初予算におけるポイント

民間事業者との公民協働で取り組んでいる若者支援推進事業（平成29年度からの新規事業）について、若者の社会参画を促進する上でのキーファクターであるコミュニケーション能力を育成するためのプログラムを新たに実施するほか、若者自身が企画して「若者の交流の場」のモデル事業を実施するなど、事業内容を拡充する。

～ 事業展開イメージ ～

堺市と民間事業者の公民協働で、青少年センター・青少年の家を拠点に事業展開

支える
 周辺環境に馴染めず
 疎外感を抱える子どもへの支援

- * 学びの基礎力を養成する
支援プログラムの実施
(民間主導／市は後方支援)


育む
 若者の社会関係を
 構築する能力の育成

- * ソーシャル・スキル・トレーニング
手法を用いたコミュニ
ケーション能力の育成



新規実施

**体験
させる**
 施設の機能を活かした
 若者の活動
 プログラムの実施

- * 市内の事業者と連携した
就労体験プログラムの実施


**協働
する**
 若者自身が参画した
 機能強化策の検討

- * 若者自身が企画する、
若者が集う「交流の場」
のモデル事業の実施



連携

●学校教育

 確かな「学ぶ力」・
 「生きる力」の育成

教える

送
り
出
す

●若年者の雇用促進

 若者の就労支援
 を行う関係機関

連携

- ◆ 子ども・若者の確かな「生きる力」を育成
- ◆ 若者と社会とが「つながる」仕組みを構築

すべての子ども・若者が、それぞれの世界で活躍できる
 「子育てのまち」の実現

解 禁	
テレビ・ラジオ・WEB	平成30年2月13日（火）午後2時
新 聞	平成30年2月14日（水）朝 刊

堺市報道提供資料

平成30年2月13日提供

問い合わせ先	
担当課	子ども青少年局 子ども青少年育成部子ども家庭課
担当者	石戸・中原
直 通	072-228-7331
内 線	3330
FAX	072-228-8341

「DV避難児童心理ケア事業」について ～DV被害者の子どもに安心・安定した生活を～

堺市では、堺セーフシティ・プログラム推進事業の一環として、DV被害者とともに避難し、心理面でのサポートが必要な子どもが新たな環境で安心して安定的に生活できるよう、子どもの心理ケアを行います。

記

1. 事業名

DV避難児童心理ケア事業

2. 事業目的

子どもの面前でのDVは子どもへの心理的虐待にあたり、子どもの心に深い傷を残す恐れのある行為である。DV被害者とともに避難した子どもの心理ケアを行うことで、DV被害者とその子どもが新たな環境で安心して安定的に生活できるよう支援する。

3. 事業概要

DV被害で避難し本市に居住するDV被害者の世帯に属し、かつ、心理面でのサポートが必要な子どもを対象に、心理的虐待の専門知識を有する心理士等が心理ケアを実施する。

4. 平成30年度当初予算額

2,054千円

新規

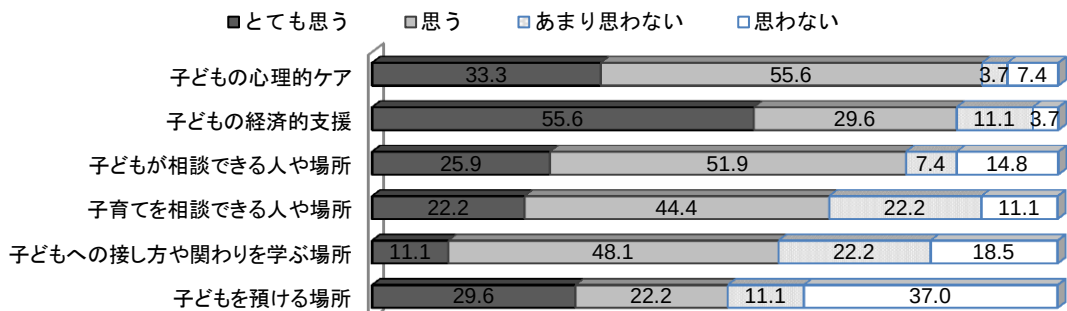
(2,054千円)

要保護児童支援事業（DV避難児童心理ケア拡充分）

現状・課題

- ・避難した子どもの状況では、突然の大きな環境の変化により、心身に不調をきたしたり、不登校が見受けられるなど、課題を抱えた子どもへの対応が必要。
- ・平成28年度DV被害が母子に与える影響と支援ニーズに関する調査(DV被害者面接調査)を実施。調査の中で、すべての子どもがDVを目撃するか認知しており、子ども自身のことや子育てで欲しいサポートとして、心理ケアを求める声が88.9%にも上った。

子ども自身のことや子育てで欲しいサポート



資料/「堺市男女間における暴力に関する市民意識・実態調査」（平成28年度）

子どもへの心理ケアを実施

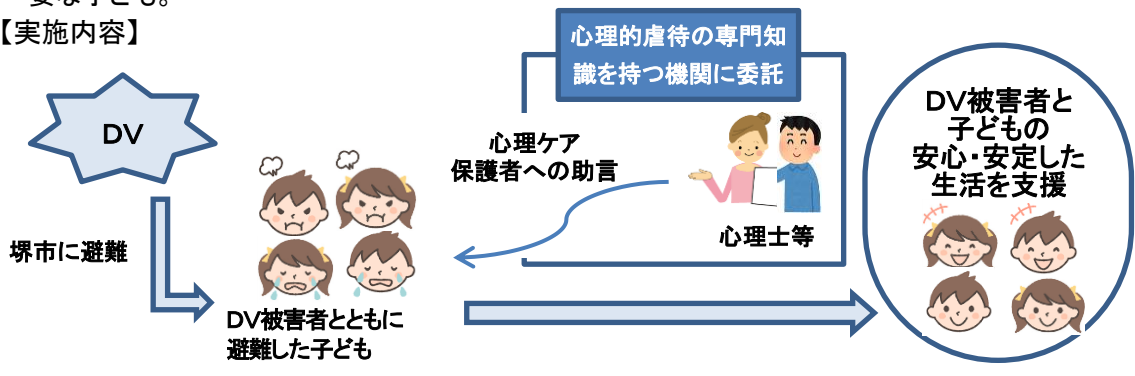
【目的】

子どもの面前でのDVは子どもへの心理的虐待にあたり、子どもの心に深い傷を残す恐れのある行為である。DV被害者とともに避難した子どもの心理ケアを行うことで、DV被害者とその子どもが新たな環境で安心して安定的に生活できるよう支援する。

【対象者】

DV被害で避難し本市に居住するDV被害者の世帯に属し、かつ、心理面でのサポートが必要な子ども。

【実施内容】



平成30年度当初予算(DV避難児童心理ケア拡充分)

2,054 千円

(内訳)

人件費 1,628 千円

事務費 426 千円

解 禁	
テレビ・ラジオ・WEB	平成30年2月13日（火）午後2時
新 聞	平成30年2月14日（水）朝 刊

堺市報道提供資料

平成30年2月13日提供

問い合わせ先	
担当課	子ども青少年局 児童自立支援施設整備室
担当者	本 村
直 通	072-228-0326
内 線	3367
FAX	072-222-6997

「市立児童発達支援センター整備事業」について ～子どもたちの安全・安心な療育のために～

堺市では、市立児童発達支援センター（第2もず園）を平成31年度の開所に向けて、えのきはいむとの一体的な建替え整備を推進します。

記

1. 事業名

市立児童発達支援センター整備事業

2. 事業概要

市立児童発達支援センター（第2もず園及びえのきはいむ）は、発達に課題のある就学前児童に、生活や遊びを中心とした療育を行い、子どもの成長発達を促進することを目的とした通所施設です。

既存の第2もず園は昭和46年、えのきはいむは昭和52年に建設した施設であり、老朽化が進んでいることから、子どもたちの安全・安心な療育環境を確保するため、施設の耐震化及び機能の充実をめざした建替え整備を推進します。

3. 平成30年度当初予算額 550,368千円

市立児童発達支援センター（第2もず園） 外観イメージ図



解 禁	
テレビ・ラジオ・WEB	平成30年2月13日（火）午後2時
新 聞	平成30年2月14日（水）朝 刊

堺市報道提供資料

平成30年2月13日提供

問い合わせ先	
担当課	教育委員会事務局 学校教育部 教育センター
担当者	藤 本
直 通	072-270-8120
FAX	072-270-8130

「学校教育ICT化推進事業」について ～ICTを活用した『わかる』授業の実現！～

堺市では、中学校20校に指導用タブレット端末および大型デジタルテレビとデジタル教科書を整備します。

記

1. 学校教育ICT化推進事業

2. 事業概要

平成29年度整備のパイロット校3校で実証された授業改善の効果を踏まえ、新たに中学校20校に指導用タブレット端末と大型デジタルテレビを整備し、教員がタブレット端末でデジタル教科書などを活用した授業を行うことにより分かりやすい授業をめざします。

タブレット端末の画面を無線で大型デジタルテレビに表示することで、教員が教卓を離れ効果的に資料を提示したり、生徒の考えや意見をその場で共有したりするなど、授業改善を図ります。平成29年度の整備では、日常的にICTを活用した授業が行われており、「集中力の向上」や「学習のめあての共通理解が進んだ」などの効果が表れています。

このように教員がタブレット端末とデジタル教科書を組み合わせて活用することを「**堺スタイル**」として取組を進めています。

3. 平成30年度当初予算額 1,110,443 千円 拡充 (73,340 千円)

(※予算額は「学校教育ICT化推進事業」全体の予算額)

学校教育ICT化推進事業(中学校タブレット整備)

教育センター

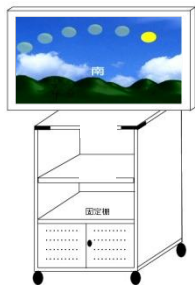
ICTを活用した『わかる』授業の実現！

中学校20校の各教室に指導用タブレット端末と大型デジタルテレビを整備し、授業改善を図ります。

デジタルテレビ

堺スタイル

教員が指導用としてタブレット端末を活用



タブレット



画面をデジタルテレビに転送

- ・デジタル教科書
- ・インターネット
- ・各種電子教材 等

パイロット校3校での効果検証を経て実証された、タブレット端末とデジタル教科書を組み合わせて授業改善を実現する「**堺スタイル**」による整備。



- * 適切かつタイムリーな教材提示
- * 生徒の考えを即時・効果的に提示、意見を共有
- * 生徒の積極的な意見発表・授業参加
- * 個別指導の支援

★ 指導者用デジタル教科書の特性を最大限にかつ効果的に活用できる環境を実現

わかりやすい授業の実現

授業改善

【平成30年度予算額 1,110,443千円（拡充 73,340千円）】

※予算額は「学校教育ICT化推進事業」全体の予算額

解 禁	
テレビ・ラジオ・WEB	平成30年2月13日（火）午後2時
新 聞	平成30年2月14日（水）朝 刊

堺市報道提供資料

平成30年2月13日提供

問い合わせ先	
担当課	教育委員会事務局 学校教育部 学校指導課
担当者	泉 谷
直 通	072-228-7436
内 線	7706
FAX	072-228-7421

「英語教育推進事業」について ～小学校外国語教育を推進します～

堺市では、児童が体系的・継続的に外国語に触れる機会を提供し、英語によるコミュニケーション能力の育成を図るため、下記の事業を拡充し実施します。

記

1. 事業名 英語教育推進事業

2. 事業概要

○NS（ネイティブ・スピーカー）の配置【拡充】

児童生徒の日常生活における英語コミュニケーションの機会を確保するため、NSを配置しています。

平成30年度は、新学習指導要領移行措置期間にともない、NSを活用した授業時間を小学校3・4年生で1学級あたり年間3時間に、5・6年生で12時間から15時間に増配置します。

○小学校外国語非常勤講師【新規】

平成32年度の小学校新学習指導要領全面実施に向け、平成30年度より外国語活動を指導する非常勤講師を8名配置します。

3. 平成30年度当初予算額	183,327千円
新規	(10,183千円)
拡充	(18,978千円)

英語教育推進事業

英語教育の流れ	H29	H30	H31	H32	H33	H34
全国学力調査	(中1)	(中2)	全国学力調査(中3)			全国学力調査(中3)
学習指導要領	周知	移行措置	移行措置	小学校実施	中学校実施	

国の動向

【新学習指導要領】(平成32年度～)

- ◆小学校
 - ・小3～6年生 **年間70時間から210時間**
 - ・「読むこと」「書くこと」の導入
 - ・語彙(700語)・文及び文構造の指導
 - **専科指導教員を活用、ALT等を一層積極的に活用**
- ◆中学校
 - ・ **授業は英語で、語彙数増加・進出文法**

【NSの配置】

文部科学省
「国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策」(平成23年)
【提言3】
「教育委員会は、ALTの雇用・契約形態の見直し等適切な対応を行う。」

【全国学力・学習状況調査】

中学校国語・数学の調査に加え、**英語の「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の調査が実施される。特に、話して「やり取りする力」の測定も予定**

【中学生英語力】

国
「第2期教育振興基本計画」
(平成25年度～平成29年度)
中学3年生卒業時：
英検3級程度 50%

【大学入学者選抜改革】

◆平成32年度から、英語の外部検定試験を活用し、4技能を評価



本市の現状

【新学習指導要領の実施に向けて】

- ◆小学校の課題
 - ・外国語活動(3・4年)、外国語科(5・6年)を指導できる教員の育成
 - ・授業時間の確保
- ◆中学校の課題
 - ・授業は英語で行う事が基本となるため、教員の英語使用率を向上する。
 - ・言語活動を中心とした授業の展開

【NSの配置】

- ◆短期間配置 & 配置時間が少ない
 - ・1学期に配置がない
 - ・リスニング力、スピーキング力の年間を通じた育成が難しい。

【中学生の英語力】

「チャレンジテスト」結果より

- ◆平成28年度(中3)
堺市56.0点 大阪府57.9点
- ◆平成29年度(中3)
堺市46.9点 大阪府48.4点
→府平均点よりも下回る



今後の施策

「英語資格の取得支援などの英語教育の充実により、さらなる学力の向上を推進」

【教員研修】 (1,718千円)

- ◆小学校
 - ・指導力向上研修
 - ・教員の英語力向上研修
- ◆中学校
 - ・指導方法の工夫改善と教員の英語力向上に向けた研修をさらに充実

【NSの配置 8～3月】(拡) (164,168千円)

- ◆小学校配置時間数増
 - ・小学校外国語教育の移行措置に対応するため、小学校NS配置を拡充する。
 - ・小学校からネイティブの英語に十分に慣れしなため、中学校の英語学習にスムーズにつなげる。

生徒の「聞く力」「話す力」を向上

【小学校外国語指導者】

①【小学校外国語非常勤講師採用】(新) (10,183千円)

英語教育の専門性を有した人材を小学校の外国語教育の専科指導として8人配置する。

②【英語教育推進モデル校】 (228千円)

4中学校区の中学校英語科教員を**小学校の英語専科**にし、児童の英語への興味関心と教員の指導力向上を図る。

解 禁	
テレビ・ラジオ・WEB	平成30年2月13日（火）午後2時
新 聞	平成30年2月14日（水）朝 刊

堺市報道提供資料

平成30年2月13日提供

問い合わせ先	
担当課	教育委員会事務局 学校教育部 学校指導課
担当者	泉谷
直 通	072-228-7436
内 線	7706
FAX	072-228-7421

「堺マイスタディ事業」について

～放課後、夏季休業、土曜日などを活用して、きめ細かな学習指導を行います～

堺市では、放課後、夏季休業中等を活用し、児童生徒の学びの状況に応じたきめ細かな学習指導を通して、一人ひとりの学力及び学習意欲の向上を図る学習支援を行っています。また、中学校のモデル校において、教育関連企業等のノウハウ・コンテンツ・人材を活用し、土曜日等に学習支援を行う機会を設け、家庭学習習慣の定着を図ることも目的に、下記の事業を実施します。

記

1. 事業名 堺マイスタディ事業

2. 事業概要

①土曜マイスタディの実施（教育関連企業等の活用）【拡充】

中学校において、土曜日等の教育課程外に教育関連企業等の指導スタッフが学習支援を行います。

《実 施 校》 市立中学校14校
《対 象》 全学年の生徒のうち希望者
《実施回数》 年間24回
《実施教科》 数学、英語

②マイスタディスタッフの活用【継続】

《実 施 校》 市立小学校全校、市立中学校全校

《対 象》 小学校3～6年の児童と中学校全学年の生徒のうち希望者

《実施回数》 各学校が実施学年や実施方法、回数等を計画

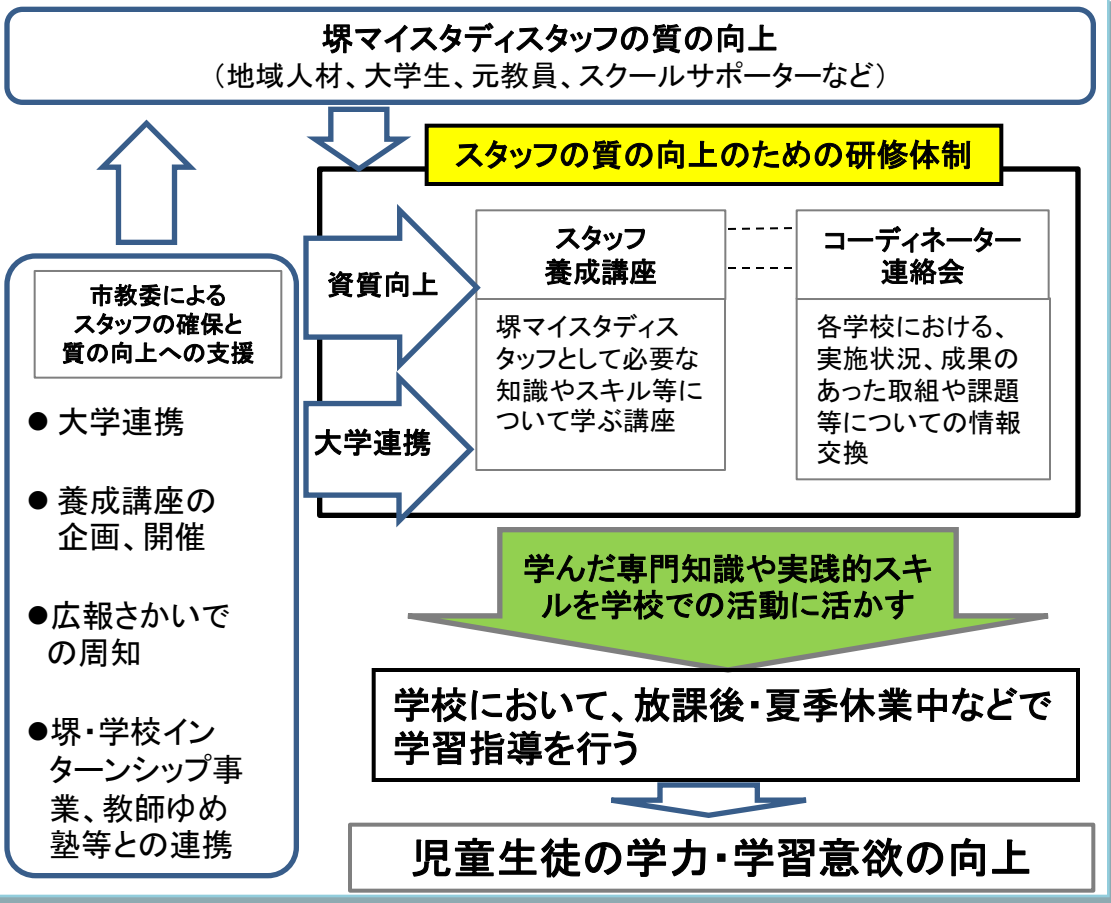
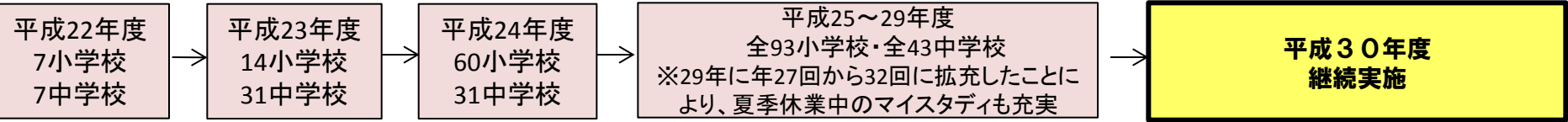
《実施教科》 小学校：算数、国語・中学校：数学、国語、英語等

3. 平成30年度当初予算額	162,448千円
拡充	(6,776千円)
債務負担行為限度額	(50,000千円)

①【平日マイスタディ】
（当初予算額 110,824千円）

目的：放課後、夏季休業中などを活用し、児童生徒の学びの状況に応じたきめ細かな学習指導を通して、一人ひとりの学力及び学習意欲の向上を図る。

＜これまでの経緯と次年度の方向性＞



＜成果＞

- ・参加児童生徒の約7割以上が「授業がよくわかるようになった」と回答
- ・参加児童生徒の保護者の約8割以上が「来年度も参加させたい」と回答

＜課題＞

- ・スタッフの数の確保
- ・スタッフの質の向上
- ・学校の授業や教員との連携

＜対応＞

- ・大学との連携による人材確保
- ・スタッフ養成講座を開講
- ・コーディネーター連絡会で情報交流し、連携方法や取組を充実
- ・各種事業等との連携による人材確保
- ・広報さかいでの積極的な広報

＜養成講座実施により期待される効果＞

スタッフが指導方法や児童生徒理解に関する知識を学ぶ機会を設けることで、指導スタッフの資質向上を図り、児童生徒の学びの状況に応じたきめ細かな学習指導により、一人ひとりの学力及び学習意欲の向上につながる。

堺マイスタディ事業

②【土曜マイスタディ】

(当初予算額 51,624千円(債務負担行為50,000千円))

目的：中学校で教育関連企業のノウハウ・コンテンツ・人材を活用し
学習支援する機会を土曜日等に設け、学習意欲の向上や家庭学
習習慣の定着を図る。

平成28・29年度
12中学校で実施

平成30年度
14中学校に拡充

平日中学校
マイスタディ

《課題》

- ・部活動との両立
- ・スタッフの確保

教育関連企業

- 実施教科(数学・英語)の指導ノ
ウハウをもつスタッフを派遣
- 参加生徒一人ひとりの習熟度
に応じた個別カリキュラムを作成し、
下学年の内容の学び直しや、発
展的な学習に資する教材を提供

～学習意欲を喚起し、主体的に学習する習慣をはぐくむ～

- ・生徒の学習のつまづきをアセスメントし、個別カリキュラムを作成
- ・個別カリキュラムに基づく、基礎的・基本的な教材と発展的な学習教材を提供
- ・学習内容を適切に指導できるスタッフの確保

学年別の講座
数学・英語

土曜日等に学習支援を実施

学び直し・発展的学習が
できる教材を提供

- ・スタッフによるきめ細かな指導
- ・苦手分野へのスタッフによる支援
- ・学習方法についての相談

- ・個別カリキュラムの設定
- ・家庭学習課題の提供
- ・授業進度との連動による取組支援

- ・家庭学習課題の提出・確認
- ・承認と支援による学習促進
- ・新たな学習課題への取組

家庭学習

- ・家庭学習用教材による学習
- ・カリキュラム表で自己チェック
- ・家庭学習習慣の定着

学校の
授業での
学び

+

個に応じた
学習支援

+

人材
教材
ノウハウ

⇒

学力の向上
家庭学習習慣
主体的な学習意欲

期待できる成果

解 禁	
テレビ・ラジオ・WEB	平成30年2月13日（火）午後2時
新 聞	平成30年2月14日（水）朝 刊

堺市報道提供資料

平成30年2月13日提供

問い合わせ先	
担当課	教育委員会事務局 学校教育部 学校指導課
担当者	泉谷
直 通	072-228-7436
内 線	7706
FAX	072-228-7421

「学校図書館教育推進事業」について

～「開いている・使える・人がいる」学校図書館～

堺市では、子どもの読書習慣の形成を図るため、下記により学校図書館教育の充実を図ります。

学校司書配置などを通じて、いつでも「開いている・使える・人がいる」学校図書館づくりを進めます。

記

1. 事業名 学校図書館教育推進事業

2. 事業概要

①学校司書の配置

- 全中学校に学校司書を配置
- 実践研究や情報発信を行い、学校の個別課題に即したきめ細かな指導助言を実施

②学校図書館職員の配置

- 学校図書館教育拠点校（5小中学校）に、司書教諭等の資格を持つ学校図書館職員を配置
- 実践研究や情報発信を行うとともに、学校図書館職員による各学校への巡回指導を行い、学校の個別課題に即したきめ細かな指導助言を実施

③学校図書館サポーターの配置（拡充）

- 子どもたちが本に親しむための工夫や書架の整理など、学校図書館の機能と利便性

向上を図り、子どもたちにとって魅力ある学校図書館とするために、全小中学校に
学校図書館サポーターを配置

3. 平成30年度当初予算額	80,699千円
拡充	(17,628千円)

＜これまでの成果＞

- 学校図書館サポーター・学校司書を配置
- 来館者・貸出冊数の増加
- 授業における学校図書館の活用等の増加

- 「読書は好き」当てはまる・どちらかといえば当てはまると答えた児童生徒の割合が増加
- 小6:H21年度 66.9% ⇒ **H29年度 71.2%**
- 中3:H21年度 54.1% ⇒ **H29年度 58.0%**
- (全国学力・学習状況調査)

＜国の動き＞

- 学校図書館関係の地方交付税措置
- 学校司書 H24～28 2校に1人
- H29～ 1.5校に1人
- 学校図書館法の改正（H27.4施行）
- 第5次学校図書館図書整備等5か年計画(H29～)

いつでも「開いている・使える・人がいる」学校図書館づくり と 読書習慣の育成

学校図書館サポーターの配置（47,830円）拡充



学校図書館サポーター

研修による
資質の向上

名称	学校図書館サポーター
活用方法	人材バンクシステムに登録し、各学校が依頼する
活動内容	・貸出や環境整備 ・読み聞かせ 等
時間・謝礼金	1回3時間程度 2,400円
活動回数	学校司書配置校 51回×40校 学校司書未配置校 201回×89校
資質向上	年間2回の研修を実施

学校図書館サポーターの資質向上（30千円）

◆学校図書館サポーター研修(年間2回:研修)



学図書館職員
学校司書



学校司書や市立図書館職員等を研修講師としたスキルアップ研修を開催

学校司書の配置（A 14,871千円）（B 17,640千円）



A学校図書館職員

5小中学校

◆「学校図書館職員(OB非常勤職員)」拠点校（5小中学校）

○資格要件 週29時間勤務
有（教員経験、司書または司書教諭の免許）

○活動内容

①専門知識を生かした読書指導
②並行読書や調べ学習などへの学習支援
③小中学校への巡回訪問



B学校司書

40中学校

◆「学校司書(非常勤職員)」40中学校

○資格要件 週18時間勤務 1人で2校勤務
有（司書または司書補、司書教諭の免許、学校図書館サポーターとしての活動実績）

○活動内容

①専門知識を生かした読書指導
②並行読書や調べ学習などへの学習支援
③中学校区内小学校への巡回訪問

読書ノート（328千円）

小学校

中学校



家庭からの
連絡欄

家庭

子ども

学校
図書館

市立
図書館

専用ブック
リスト

読書指導

司書教諭の資質向上

◆司書教諭研修(年間2回:研修)

学校司書・学校図書館サポーターとの効果的な連携・学校図書館の授業での活用について、研修

市立図書館との連携

＜期待される効果＞

- ・学校図書館職員、学校司書、学校図書館サポーター等の人員配置により、「学校図書館にいつでも人がいる」状態をつくることで、児童生徒の読書活動や学習活動が促進される。
- ・全小中学校対象に、学校図書館職員・学校司書による巡回訪問指導を実施することにより、学校の個別課題に即した指導助言が可能になり、児童生徒が使いやすい学校図書館の環境が整う。

解 禁	
テレビ・ラジオ・WEB	平成30年2月13日（火）午後2時
新 聞	平成30年2月14日（水）朝 刊

堺市報道提供資料

平成30年2月13日提供

	問い合わせ先
担当課	教育委員会事務局 学校教育課 生徒指導課
担当者	中 村
直 通	0 7 2 - 2 2 8 - 7 4 3 6
内 線	7 4 0 4
F A X	0 7 2 - 2 2 8 - 7 4 2 1

「スクールカウンセラー配置事業」について
～スクールカウンセラーの配置校を拡充します～

堺市では、市立の中学校及び高等学校全校に加え、小学校 19 校にスクールカウンセラーの配置を拡充します。

記

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 事業名 | スクールカウンセラー配置事業 |
| 2 | 事業目的 | 幼児児童生徒、教職員及び保護者が臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラーの相談を受けることができる体制を整備し、児童生徒のいじめ、不登校、問題行動等の早期発見・早期解決に向け、適切に対応するとともに、児童生徒等の心の健康を維持できるようにする。 |
| 3 | 拡充内容 | 平成29年度 小学校16校 → 平成30年度 小学校19校 |
| 4 | 平成30年度当初予算額 | 75,238千円 |
| | 拡充 | (3,590千円) |

スクールカウンセラー配置事業

平成30年度当初予算額 75,238千円

目的： 幼児児童生徒、教職員及び保護者が臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラーの相談を受けることができる体制を整備し、児童生徒のいじめ、不登校、問題行動等の早期発見・早期解決に向け、適切に対応するとともに、児童生徒等の心の健康を維持できるようにする。



平成30年度当初予算のポイント

■SC小学校配置増
(小学校16校→19校)

【平成29年度の状況】

小	93校中	16校配置
中	43校中	43校配置
高	1校中	1校配置

解 禁	
テレビ・ラジオ・WEB	平成30年2月13日（火）午後2時
新 聞	平成30年2月14日（水）朝 刊

堺市報道提供資料

平成30年2月13日提供

問い合わせ先	
担当課	教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課
担当者	中 村
直 通	072-228-7436
内 線	7404
FAX	072-228-7421

「部活動推進事業」について

堺市では、教員に替わって部活動の顧問となり、指導や試合引率、部活動の運営を行う部活動指導員を新規配置し、部活動を活性化させるため、下記の事業を実施します。

記

1. 事業名 部活動推進事業
2. 事業目的 中学校部活動を活性化させ、子どもの個性の伸長や体力向上、健康増進、自尊感情・規範意識の向上、礼儀を重んじ、人を思いやる心、自主自立的な態度を育成するとともに、全国大会等出場における保護者の負担を軽減する。
3. 事業概要
 - ①部活動指導員12名の配置（新規）
 - ②全国大会・地方大会参加生徒への支援
 - ③ドリームクラブ種目別拠点校の設置
 - ④部活動への支援・吹奏楽部等への支援（拡充） 等
4. 平成30年度当初予算額 91,336千円

新規	（19,322千円）
拡充	（5,776千円）

目的

中学校部活動を活性化させ、子どもの個性の伸長や体力向上、健康増進、自尊感情・規範意識の向上、礼儀を重んじ、人を思いやる心、自主自立的な態度を育成するとともに、全国大会等出場における保護者の負担を軽減する。

Point

部活動指導員の配置

○部活動の充実、活性化及び教員の負担軽減を図るため、教員に替わって部活動指導を行う指導者を派遣

主な事業内容

- 専門的かつ高度技能及び指導力を有する外部指導者を必要とする部活動のある学校に派遣
36,216千円
- 全国大会・地方大会に参加した生徒には、奨励金と交通費を支給
4,759千円
- 種目別ドリームクラブ拠点校設置
1,070千円
- 部活動の運営に必要な消耗品を配当
13,000千円
- 楽器を維持・整備するための費用
10,000千円
- 部活動指導者講習会講習会委託
300千円
- その他(中体連負担金等)
5,769千円

拡充

意欲向上

地域貢献

達成感、充実感

教員負担軽減

部活動指導員の配置(新規)

- 学校におけるスポーツ、文化、科学の振興等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事する部活動指導員を配置し、中学校における部活動の指導体制の充実をはかるとともに、部活動指導における教員の負担軽減をはかる。

予算 19,322千円

(身分)

堺市立学校非常勤職員として任用(12名)

(勤務・報酬について)

- ・1配置校あたり年45週、週5回又は6回で1回あたり3時間の勤務

【今後の展開】

- ・平成30年度の実施により、実施校数や1校あたりの配置人数を検証する。

効果

- ・生徒、保護者の部活動に係る負担を軽減し、多様なニーズに応えることができる。
- ・魅力ある指導性の高い部活動を展開することで、部活動の充実と活性化を図ることができる。
- ・生徒の技能が向上するとともに達成感や充実感を感じることができ、生徒の自尊感情を高めることができる。
- ・教員の部活動指導に係る負担を軽減する。



解 禁	
テレビ・ラジオ・WEB	平成30年2月13日（火）午後2時
新 聞	平成30年2月14日（水）朝 刊

堺市報道提供資料

平成30年2月13日提供

問い合わせ先	
担当課	教育委員会事務局 地域教育支援部 放課後子ども支援課
担当者	南
直 通	072-228-7491
内 線	7820
FAX	072-228-7009

「放課後児童対策」について

～児童の安全・安心な居場所の確保について充実を図ります～

堺市では、就労対策事業である放課後児童クラブの「のびのびルーム」及び放課後子ども総合プラン事業の「堺っ子くらぶ（のびのびルーム）」につきまして、児童の安全・安心な居場所の確保について充実を図るため、一定規模以上のルームについて職員の配置基準を見直し、運営費を拡充いたします。

記

1 施策・事業名

- 放課後児童対策事業「のびのびルーム」
 - ・市内小学校71校で実施
- 放課後子ども総合プラン事業「堺っ子くらぶ（のびのびルーム）」
 - ・市内小学校21校で実施

2 拡充内容

支援の単位数（1支援の単位は児童数おおむね40人）が3単位以上のルームについて、准主任指導員を主任指導員として配置できるようにします。【拡充】

3 平成30年度当初予算額	合計	1,840,672千円
	拡充	(17,877千円)

(内訳)

・放課後児童対策事業	1,293,757千円
拡充 (	15,050千円)
・放課後子ども総合プラン事業	546,915千円
拡充 (	2,827千円)

解 禁	
テレビ・ラジオ・WEB	平成30年2月13日（火）午後2時
新 聞	平成30年2月14日（水）朝 刊

堺市報道提供資料

平成30年2月13日提供

問い合わせ先	
担当課	教育委員会事務局 学校管理部 施設課
担当者	乾
直 通	072-228-7486
内 線	7610
FAX	072-228-7487

「小中学校トイレの環境改善事業」について

堺市では、子どもたちの快適なトイレ環境と避難所となる防災の観点から、計画的にトイレの整備と洋式便器の適正配置を推進します。

記

1. 事業名

小中学校トイレの環境改善事業

2. 事業概要

老朽化したトイレの全面改修及び和便器から洋便器への取替えを行います。

全面改修工事	小学校	14校（14系統）	・中学校	7校（7系統）
全面改修工事設計	小学校	6校（6系統）	・中学校	3校（3系統）
洋便器取替工事	小学校	108基	・中学校	72基
洋便器取替工事設計	小学校	84基	・中学校	49基

3. 平成30年度当初予算額 283,969千円

平成29年度補正予算額 1,455,300千円

小中学校トイレの環境改善事業

平成30年度当初予算額 283,969千円

平成29年度補正予算額 1,455,300千円

トイレの環境改善計画

老朽化したトイレの【全面改修】と和便器を洋便器に取替える【部分改修】の2本立てでトイレの環境改善を行う。

【全面改修】 10年計画 <事業期間 平成29年度～38年度>

老朽化しているトイレについて国の財源を活用して全面改修を行う。(男子トイレ 和1:洋1 女子トイレ 和1:洋4)

【部分改修】 5年計画 <事業期間 平成29年度～33年度>

上記以外のトイレについて和便器から洋便器へ取替えを行う。(洋便器を男子トイレ1箇所、女子トイレ3箇所設置)

平成30年度事業(計画2年目)

- ・全面改修工事 小 14校(14系統*)・中 7校(7系統*) : 平成29年度補正予算
- ・全面改修工事設計 小 6校(6系統*)・中 3校(3系統*) : 平成30年度当初予算
- ・洋便器取替工事 小 108基・中 72基 : 平成30年度当初予算
- ・洋便器取替工事設計 小 84基・中 49基 : 平成30年度当初予算

*校舎棟毎で1階から最上階までの污水配管でつながっている便所を1系統とする

平成29年度実績(計画1年目)

- ・全面改修工事設計 小 14校(14系統*)・中 7校(7系統*)
- ・洋便器取替工事 小 60基・中 21基

現状(事業進捗)

- ・平成30年4月1日時点(予定) 洋便器設置率 26.8% <改築等その他の事業で整備したものを含む>
- (平成29年4月1日時点) 洋便器設置率 23.9%

解 禁	
テレビ・ラジオ・WEB	平成30年2月13日（火）午後2時
新 聞	平成30年2月14日（水）朝 刊

堺市報道提供資料

平成30年2月13日提供

問い合わせ先	
担当課	子ども青少年局 児童自立支援施設整備室
担当者	本 村
直 通	0 7 2 - 2 2 8 - 0 3 2 6
内 線	3 3 6 7
F A X	0 7 2 - 2 2 2 - 6 9 9 7

「児童自立支援施設整備事業」について

堺市では、「子育てのまち・堺」として、市のさまざまな社会資源を活用して、市全体で子どもの自立を支援するため、児童自立支援施設の整備を推進します。

記

1. 事業名

児童自立支援施設整備事業

2. 事業概要

児童自立支援施設は、児童福祉法に基づく児童福祉施設で、全国でも約60年ぶりの新規設置となります。

この施設では、非行や家庭環境などに問題を抱える本市の子どもを入所させ、子どもに寄り添った適切な指導と、健全育成に向けた支援を実施します。

平成30年度は、施設設計などを実施します。

3. 平成30年度当初予算額

66,558千円

債務負担行為

(127,000千円)

解 禁	
テレビ・ラジオ・WEB	平成30年2月13日（火）午後2時
新 聞	平成30年2月14日（水）朝 刊

堺市報道提供資料

平成30年2月13日提供

問い合わせ先	
担当課	健康福祉局 障害福祉部 障害者支援課
担当者	眞鍋・岸
直 通	072-228-7510
内 線	3160
FAX	072-228-8918

「堺市重度障害者対応型共同生活援助事業運営補助」について ～重度障害者の暮らしをサポート～

堺市では、地域における重度障害者の暮らしの場を確保するため、重度障害者を受け入れる共同生活援助事業を行う事業所に対し、生活支援員及び看護師を配置するための補助を実施しています。

平成30年度は、強度行動障害を対象とするとともに、重度重複障害に対する支援を拡充し、共同生活援助事業所（グループホーム）における重度障害者の受け入れ支援の強化を行います。

記

1. 事業名

堺市重度障害者対応型共同生活援助事業運営補助

2. 事業概要

重度障害者を受け入れるグループホームにおいて、手厚い支援体制ができるよう生活支援員及び看護師を配置するための補助金を交付する。

3. 平成30年度当初予算額

19,700千円

拡充

(7,300千円)

重度障害者が一定規模入居している共同生活援助事業所（グループホーム）における重度障害者の受け入れ支援【機能強化】

＜目的＞

障害者の高齢化・重度化や家族などの介護者の高齢化が進む中、地域における重度障害者の暮らしの場を確保するため、グループホームにおいて必要な看護や介護等の支援体制を整備することにより、安全なサービス提供を確保する。

① 強度行動障害のある方	② 重度重複障害の方	③ 医療的ケアを必要とする方
【新規】 常時の見守りなど、手厚い支援が必要な強度行動障害のある方に対し、長期的に一貫した支援を行えるよう、生活支援員の配置にかかる補助を構築する。 - 生活支援員 - 年間 200 万円／1 日 4 時間以上 - 年間 310 万円／1 日 6 時間以上	【拡充】 安全で安心して生活できる環境を整えるため、生活支援員の配置にかかる補助を充実する。 (現状) - 生活支援員 - 年間 200 万円／1 日 4 時間以上  (変更) - 生活支援員 - 年間 200 万円／1 日 4 時間以上 - 年間 310 万円／1 日 6 時間以上（追加）	【拡充】 看護師の柔軟な支援体制を確保できるよう、配置にかかる補助要件を緩和する。 (現状) - 看護師 - 年間 110 万円／月 48 時間以上  (変更) - 看護師 - 年間 110 万円／月 48 時間以上 - 年間 53 万円／月 24 時間以上（追加）

解 禁	
テレビ・ラジオ・WEB	平成30年2月13日（火）午後2時
新 聞	平成30年2月14日（水）朝 刊

堺市報道提供資料

平成30年2月13日提供

問い合わせ先			
担当課	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課	担当課	健康福祉局 長寿社会部 地域包括ケア推進課
担当者	羽野	担当者	今津
直 通	072-228-8347	直 通	072-228-0375
内 線	3220	内 線	7270
FAX	072-228-8918	FAX	072-228-8918

「高齢者の自立支援の推進」について ～地域みんなでつくる介護予防の場～

堺市では、高齢者の自立支援を推進するとともに、高齢者が身近な地域で介護予防に取り組みながら「いつまでも元気で毎日の生活が送れる」よう、下記の事業を実施します。

記

1. 事業内容

(1) 生活支援サービスの体制整備（拡充）

地域の実情に応じて、介護予防に資する住民主体の通いの場を高齢者の身近なところに創設するとともに、高齢者の社会参加等を進め、地域住民が世代を超えてともに支え合う地域づくりを推進するため、地域資源を「探し」、「つなぎ」、「生かす」、生活支援コーディネーター配置事業の対象地域を拡大します。

(2) 介護予防ケアマネジメント検討会議の開催

ケアマネジャーが要支援者の自立支援につながるケアマネジメントを実施できるよう支援するため、理学療法士等のリハビリ専門職が助言等を行う介護予防ケアマネジメント検討会議を開催します。

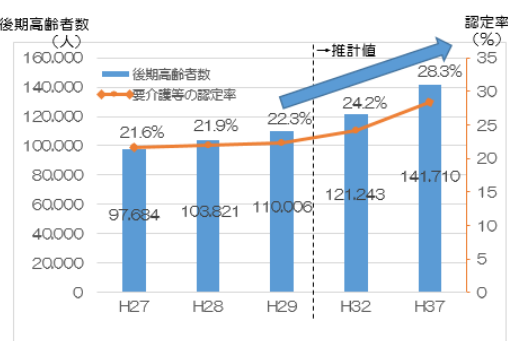
2. 平成30年度当初予算額	75, 884千円
拡充	(26, 769千円)

高齢者の自立支援の推進に向けた取組について

高齢者を取り巻く状況

- 高齢化は今後も更に進み、平成32(2020)年頃に28.1%となり、いったん高齢化率のピークを迎える。以降、しばらくは横ばいで推移したのち、平成40(2028)年頃から再び上昇に転じる見込み。
- 平成37(2025)年まで、後期高齢者及び要介護等認定者は増加する見込み。
- 高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者も増加する見込み。
認知症高齢者数:22,938人(H29.9末)

75歳以上の後期高齢者数と認定率の推移



本市の高齢者施策の方向性

堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
(平成30年度～平成32年度) (案) のポイント

自立支援、介護予防・重度化防止の推進

- ・介護予防の推進のため、ロコモ(足腰の筋力低下)予防も含めたフレイル(加齢による心身の活力低下等の虚弱)予防等に取り組む。
- ・介護保険制度の理念に基づき、要支援者等の自立支援や、要介護状態が重度化することを防止するための取組等を推進。

【拡充】「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置を拡充し、身近なところで
住民主体の介護予防・生活支援の場づくりを創出

【継続実施】介護予防ケアマネジメント検討会議を開催し、リハビリ職などの専門職の助言により、自立支援につながるケアマネジメントの実施を支援

生活支援コーディネーターについて

- 前年度のモデル配置に続き、対象圏域を拡大
- 高齢者が歩いて通える「集いの場」を創設
- 地域住民が主体となって介護予防を行う「集いの場」としていく
- 校区福祉委員会や地域のボランティア活動、社会福祉法人、企業の社会貢献などと協働
- 高齢者が支える側となって社会参加する場面を創出
- 「ケアマネジメント検討会議」での助言により、自立した高齢者が再び要介護状態になることを防ぐことにも活用



生活支援コーディネーターがつなぎ役となって
場づくりを進める

解 禁	
テレビ・ラジオ・WEB	平成30年2月13日（火）午後2時
新 聞	平成30年2月14日（水）朝 刊

堺市報道提供資料

平成30年2月13日提供

問い合わせ先			
担当課	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課	担当課	健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課
担当者	羽野	担当者	長尾
直 通	072-228-8347	直 通	072-228-7818
内 線	3220	内 線	3230
FAX	072-228-8918	FAX	072-228-8918

「成年後見制度の利用促進」について ～自分らしい暮らしを続けるために～

堺市では、認知症の方や知的障害、精神障害のある方のうち、判断能力が十分でない方の権利を擁護し、成年後見制度の利用を促進するため、下記のとおり給付対象者を拡大します。

記

1. 事業概要

成年後見制度の適用を必要としている方が、制度を適切に利用できるようにするため、後見人等報酬を負担することが困難な場合に給付している給付金について、対象者を拡大します。

市長申立て（※）により後見人等がついた方に加え、今後は、本人・親族申立てにより後見人等がついた方についても対象とします。

※市長申立て

身寄りがいないなどの理由で親族等が申立てできない方について、その福祉を図るため特に必要があると認められる場合は、市長が家庭裁判所に申立てを行います。

2. 平成30年度当初予算額	25,101千円
拡充	(7,379千円)

成年後見制度利用支援給付金について

成年後見制度の利用が必要である一方、本人等の財産状況から後見人等報酬を負担することが困難な場合に、報酬の全部又は一部を支給することで、成年後見制度の利用促進を図る。

■対象者

- ・ 堺市に住所を有している者
- ・ 生活保護受給者又はそれに準ずる者
- ・ 市長申立てを行った者



今回対象となる人

本人又は親族の申立てにより、
親族ではない第三者が成年後見人等に確定した者

成年後見制度とは

認知症や知的障害、精神障害などの理由で物事を判断する能力が十分でない方が、自分らしく安心して暮らせるように、本人の権利や財産を守り、本人の意思を尊重した生活ができるように支援するための制度です。

成年後見制度では、判断能力に応じて後見人・保佐人・補助人が家庭裁判所から選任され、本人の権利を守るために、本人に代わって法律行為をしたり取り消したりする権限が与えられます。

家庭裁判所への申立ては、本人や配偶者、4親等内の親族が行えますが、身寄りがないなどの理由で親族等が申立てできない方については市長が申立てを行います。

解 禁	
テレビ・ラジオ・WEB	平成30年2月13日（火）午後2時
新 聞	平成30年2月14日（水）朝 刊

堺市報道提供資料

平成30年2月13日提供

問い合わせ先	
担当課	健康福祉局 健康部 健康医療推進課
担当者	神原
直 通	072-222-9936
内 線	3406
FAX	072-228-7943

「各種がん検診の無償化・充実」について

～受けよう 無償のがん検診、さかいとあなたの健康チャレンジ！！～

堺市では、がん検診受診率の向上を一層図るため、受診促進強化期間（～平成31年度）の取り組みとして、政令指定都市で初めて各種がん検診の自己負担金を無償化します。

また、乳がん検診の精度向上のため、マンモグラフィ検査において高濃度乳房と判定された40歳代の方を対象に乳房超音波検査を新たに実施します。

記

1. 施策名

各種がん検診事業

2. 事業概要など

・がん検診自己負担金の無償化

がん検診をより多くの市民の方に受診していただけるよう受診促進強化期間中、胃、肺、大腸、子宮、乳がん検診の自己負担金の無償化を実施します。

・乳がん検診の充実

乳がん検診を受診し高濃度乳房と判定された40歳代の女性に対し、乳房超音波検査を実施。早期乳がんの発見と、安全・安心な受診環境づくりに取り組みます。

3. 平成30年度当初予算額

	697, 727千円
新規	(23, 352千円)
拡充	(23, 996千円)

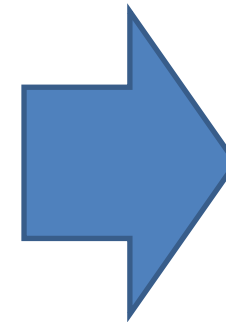
各種がん検診事業の充実

がん検診自己負担金の無償化

○受診費用の軽減

がん検診をより多くの市民の方に受診していただけるよう、受診促進強化期間中（～平成31年度）各種がん検診の自己負担金の無償化を実施

検 診 名	自己負担金
胃がん検診（個別・集団）	1,000円・500円
肺がん検診（個別・集団）	200円・無料 （喀痰検査は400円追加）
大腸がん検診	300円
子宮がん検診	500円
乳がん検診 （視触診+マンモグラフィ）	400円+500円



自己負担金

無料

乳がん検診の充実

○「高濃度乳房」の対策強化

堺市の乳がん検診を受診し「高濃度乳房」と判定された40歳代の女性に対し、乳房超音波検査を実施（受診促進強化期間中（～平成31年度）無料）

○健康意識向上推進事業～生活保護受給者をモデルとした健康増進に係る取り組み～

- 【現 状】 ○本市健康寿命は、男性69.55歳(15位)・女性71.86歳(20位)と政令市の中でもワーストクラスにある。
*1「健康寿命の指標化に関する研究」(橋本修二) *2「社会階層と健康」(川上 憲人)
 ○「健康日本21(第2次)」にも掲げられているように、健康格差の縮小は全国的に取り組むべき課題となっている。
 →生活環境の違いや健康への関心の高さ、健康情報の浸透度合いにより生活習慣が異なり、この差が健康状態の差につながるとされている。

⇒個別支援により健康増進を図るためには、特定保健指導を中心とした保健師をはじめとする専門職による積極的な支援が有効とされている。「生活習慣病重症化予防のための戦略研究」(磯 博康)

- 【課 題】 ○市民の健康保持に向けた対策としては特定健診・特定保健指導が進められているが、本市においては、特定健診・特定保健指導の受診者数が少ない。
 →特定健診受診率27.1%・特定保健指導実施率5.9% (平成28年度)
 →特に特定保健指導においては、対象者に「会えない」ことが大きな課題となっている。
 ○生活習慣の改善に向けた個人の健康支援については、効果の測定方法が確立されていない。
 →ハイリスク者に対する健康支援については、保健師等が個別支援を行っているが、効果的な支援方法は手探りであり、また効果の算出に苦慮している。

⇒生活保護制度においては、ケースワーカーが各世帯を定期的に訪問し家庭内面接を実施しているため、対象者へのアプローチが確実にできる環境が整っている。

- 【取組み】 大学等学術機関・生活保護部門とともに健康増進に係る実践を全国に先駆けて研究・評価し、保健指導を中心とした健康意識の向上により健康状態の差の縮小に資する取組みを確立する。

【平成30年度】

- 大学等学術機関との連携
 (共同研究)
 ・生活保護受給者のデータ提供により健康課題の分析
 ・支援プログラムの作成
 ・人材育成研修の企画
 ・事業の効果指標の検討

【平成31年度～】

- 生活保護部門との連携
 ・保健師等保健医療専門職と生活保護ケースワーカーとの連携による、対象者への積極的アプローチとプログラムに基づく効果的な支援の実施

【中期(3～5年)】

- 対象集団の行動や血液検査データを継続観察し効果を分析

【中・長期(3～10年)】

- 実践と評価を繰り返し、医療費の効果を確認し、取組みを検証
 ○全市展開する健康増進事業に応用